

※使用料を改定する部分は色がついております。

一般廃棄物処理手数料

改正後				改正前			
種類	区分	単位	手数料	種類	区分	単位	手数料
その他の一般廃棄物	(1) 一般世帯		無料	その他の一般廃棄物	(1) 一般世帯		無料
	(2) 事業活動から生ずる不燃物及び粗大ごみを市長の指定する場所へ搬入するとき	10キログラムにつき	150円		(2) 事業活動から生ずる不燃物及び粗大ごみを市長の指定する場所へ搬入するとき	10キログラムにつき	120円
	(3) 前号の算出基準によることが著しく実情にそぐわないとき	1立方メートルにつき	1,500円		(3) 前号の算出基準によることが著しく実情にそぐわないとき	1立方メートルにつき	1,500円
備考				備考			
1 粗大ごみとは、家具、建具、大型電気製品等をいう。				1 粗大ごみとは、家具、建具、大型電気製品等をいう。			
2 手数料を算出する基礎となる数量が、10キログラム又は1立方メートル未満のときは10キログラム又は1立方メートルとして算定し、10キログラム又は1立方メートルを超える10キログラム又は1立方メートル未満の端数があるときは四捨五入して算定する。				2 手数料を算出する基礎となる数量が、10キログラム又は1立方メートル未満のときは10キログラム又は1立方メートルとして算定し、10キログラム又は1立方メートルを超える10キログラム又は1立方メートル未満の端数があるときは四捨五入して算定する。			